

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

ページ

告 示

- 地籍調査の成果の認証(一〇〇・農山村振興課)……………1
 - 保安林の指定解除予定通知(二〇一・森林整備課)……………3
 - 平成二十年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施(一〇二・建築住宅課)……………3
- ### 公 告
- 県営土地改良事業の換地処分(山本地域振興局農林部)……………4
 - 県営土地改良事業の換地処分(仙北地域振興局農林部)……………4
- ### 教育委員会告示
- 教育委員会会議の開催(四・教育庁総務課)……………4

告 示

秋田県告示第百号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成二十年三月四日

秋田県知事 寺田典城

- (一) 調査を行った者の名称
大館市
- (二) 成果の名称
大館市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
大館市大字早口の一部
実施年度及び認証面積
平成十八年度及び平成十九年度
〇・五二平方キロメートル
- (三) 認証年月日
平成二十年二月二十五日

- (二) 調査を行った者の名称
山本郡藤里町
成果の名称
山本郡藤里町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
山本郡藤里町大字粕毛の一部
実施年度及び認証面積
平成十八年度及び平成十九年度
〇・三三平方キロメートル
- (三) 認証年月日
平成二十年二月二十五日
- (三) 調査を行った者の名称
南秋田郡八郎潟町
成果の名称
南秋田郡八郎潟町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
南秋田郡八郎潟町大字浦大町の一部
実施年度及び認証面積
平成十八年度及び平成十九年度
〇・一一平方キロメートル
- (四) 認証年月日
平成二十年二月二十五日
- (四) 調査を行った者の名称
男鹿市
成果の名称
男鹿市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
男鹿市船川港大字双六の一部
実施年度及び認証面積
平成十八年度及び平成十九年度
一・〇八平方キロメートル
- (五) 認証年月日
平成二十年二月二十五日
- (五) 調査を行った者の名称
秋田市
成果の名称
秋田市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
秋田市大字河辺北野高屋の一部
実施年度及び認証面積
平成十八年度及び平成十九年度

- (五) 〇・五二平方キロメートル
認証年月日
平成二十年二月二十五日
- (六) 調査を行った者の名称
由利本荘市
成果の名称
由利本荘市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
由利本荘市大字東由利田代・東由利館合の各一部
実施年度及び認証面積
平成十八年度及び平成十九年度
一・六〇平方キロメートル
- (七) 認証年月日
平成二十年二月二十五日
- (七) 調査を行った者の名称
大仙市
成果の名称
大仙市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
大仙市大字刈和野の一部
実施年度及び認証面積
平成十八年度及び平成十九年度
〇・三一平方キロメートル
- (八) 認証年月日
平成二十年二月二十五日
- (八) 調査を行った者の名称
仙北市
成果の名称
仙北市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
仙北市大字角館町山谷川崎の一部
実施年度及び認証面積
平成十八年度及び平成十九年度
〇・三四平方キロメートル
- (九) 認証年月日
平成二十年二月二十五日
- (九) 調査を行った者の名称
横手市
成果の名称
横手市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域

- (四) 横手市大字金沢中野の一部
実施年度及び認証面積
平成十八年度及び十九年度
一・〇一平方キロメートル
認証年月日
平成二十年二月二十五日
調査を行った者の名称
雄勝郡羽後町
- (三) 雄勝郡羽後町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
雄勝郡羽後町大字杉宮・貝沢の一部、字柏原の全部
実施年度及び認証面積
平成十八年度及び十九年度
〇・一六平方キロメートル
認証年月日
平成二十年二月二十五日
調査を行った者の名称
南秋田郡八郎潟町
- (二) 南秋田郡八郎潟町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
南秋田郡八郎潟町大字浦大町の一部
実施年度及び認証面積
平成十九年度
〇・〇二平方キロメートル
認証年月日
平成二十年二月二十五日
調査を行った者の名称
由利本荘市
- (一) 由利本荘市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
由利本荘市大字矢島町城内・矢島町荒沢の一部
実施年度及び認証面積
平成十八年度及び十九年度
〇・九三平方キロメートル
認証年月日
平成二十年二月二十五日
調査を行った者の名称
大仙市

- (二) 成果の名称
大仙市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
大仙市大字協和境の一部
実施年度及び認証面積
平成十八年度及び十九年度
〇・二七平方キロメートル
認証年月日
平成二十年二月二十五日
調査を行った者の名称
横手市
- (一) 横手市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
横手市大字十字町仁井田・十字町各の一部
実施年度及び認証面積
平成十八年度及び十九年度
〇・二三平方キロメートル
認証年月日
平成二十年二月二十五日
調査を行った者の名称
由利本荘市
- (一) 由利本荘市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
由利本荘市大字矢島町川辺の一部
実施年度及び認証面積
平成十八年度及び十九年度
〇・五四平方キロメートル
認証年月日
平成二十年二月二十五日
調査を行った者の名称
大仙市
- (一) 大仙市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
大仙市大字太田町太田の一部
実施年度及び認証面積
平成十八年度及び十九年度
〇・七五平方キロメートル
認証年月日

- (一) 平成二十年二月二十五日
調査を行った者の名称
横手市
- (一) 成果の名称
横手市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
横手市大字平鹿町浅舞・平鹿町中吉田の各一部
実施年度及び認証面積
平成十八年度及び十九年度
〇・九八平方キロメートル
認証年月日
平成二十年二月二十五日
調査を行った者の名称
大仙市
- (一) 成果の名称
大仙市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
大仙市大字太田町太田の一部
実施年度及び認証面積
平成十九年度
〇・五一平方キロメートル
認証年月日
平成二十年二月二十五日
調査を行った者の名称
横手市
- (一) 横手市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
横手市大字山内筏の一部
実施年度及び認証面積
平成十八年度及び十九年度
〇・一八平方キロメートル
認証年月日
平成二十年二月二十五日
調査を行った者の名称
横手市
- (一) 横手市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
横手市大字増田町亀田の一部
実施年度及び認証面積

平成十八年度及び十九年度
 ○・三平方キロメートル
 (四) 認証年月日
 平成二十年二月二十五日
 (五) 調査を行った者の名称
 横手市

(一) 成果の名称
 横手市の地籍図及び地籍簿
 測量及び調査を行った地域
 横手市大字雄物川町大沢の一部
 (四) 実施年度及び認証面積
 平成十八年度及び十九年度
 ○・三五平方キロメートル
 (五) 認証年月日
 平成二十年二月二十五日

秋田県告示第百一号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。
 平成二十年三月四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 解除予定保安林の所在場所
 大館市長走字下モ内沢(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 三 解除の理由 指定理由の消滅
 (「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び北秋田地域振興局農林部並びに大館市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第百二号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。)第十三条の規定により、平成二十年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則(昭和二十五年秋田県規則第二十九号)第十三条の規定に基づき、告示する。
 なお、試験の実施に関する事務は、法第十五条の十七第一項の規定により、秋田県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行う。
 平成二十年三月四日

一 試験の日時及び場所
 秋田県知事 寺田典城

(一) 二級建築士試験

(1) 学科の試験

ア 日時 平成二十年七月六日(日) 午前十時から午後五時十分まで
 イ 場所 秋田県J Aビル(秋田市八橋南二丁目十番十六号)

(2) 設計製図の試験

ア 日時 平成二十年九月十四日(日) 午前十一時三十分から午後四時まで
 イ 場所 秋田市文化会館(秋田市山王七丁目三番一号)

(一) 木造建築士試験

(1) 学科の試験

ア 日時 平成二十年七月二十七日(日) 午前十時から午後五時十分まで
 イ 場所 秋田県J Aビル(秋田市八橋南二丁目十番十六号)

(2) 設計製図の試験

ア 日時 平成二十年十月十二日(日) 午前十一時三十分から午後四時まで
 イ 場所 秋田県J Aビル(秋田市八橋南二丁目十番十六号)

二 学科の試験の科目

建築計画、建築構造、建築施工及び建築法規
 三 受験資格
 法第十五条各号のいずれかに該当する者
 四 受験申込みの手続
 (一) 受付場所における受験申込み
 ア 受験申込書
 イ 添付書類
 (二) 受験資格を有することを証する書類
 (イ) 写真(二枚、受験申込前六ヶ月以内に撮影した上三分身、無帽、正面向き、無背景の縦五・五センチメートル、横四・〇センチメートルのもの)
 (ロ) 受験申込書用紙の交付
 ア 期間 日曜日及び土曜日を除き、平成二十年四月七日(月)から同月十八日(金)まで
 イ 場所 社団法人秋田県建築士会の事務所(中央支部以外の各支部の事務所を含む。)
 (3) 受験申込書の受付
 ア 場所及び期間

(ロ) 社団法人秋田県建築士会の事務所(秋田市山王一丁目七番三号 山王ウエスタンビル三階)においては、平成二十年四月十四日(月)から同月十八日(金)まで

(イ) 社団法人秋田県建築士会北秋支部の事務所(大館市片山町三丁目十三番三号 福士静夫設計計画事務所内)においては、平成二十年四月十四日(月)及び同月十五日(火)

イ 時間 午前十時から午後四時まで
 (4) 受験申込みの方法
 受験申込書は、直接受付場所に提出すること。
 (一) インターネットによる受験申込み
 ア 期間 平成二十年四月一日(火)から同月七日(月)まで
 イ 時間 受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで
 (2) 受験申込みの方法
 財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jae.c.jp>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(一) 受験手数料
 (一) 額 一万五千百円
 (二) 納付方法 郵便為替により、財団法人建築技術教育普及センターに納付すること。(インターネットによる受験申込者は、財団法人建築技術教育普及センター指定のクレジットカード又はコンビニエンスストア決済により納付すること。)
 六 合格者の発表
 平成二十年十二月上旬に秋田県公報に登載するとともに、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を書面で通知する。
 なお、学科の試験については、二級建築士試験は平成二十年八月下旬に、木造建築士試験は同年九月上旬に、それぞれ合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を書面で通知する。
 七 試験についての問い合わせ先
 財団法人建築技術教育普及センター東北支部(電話〇二二二二三―三二四五)
 社団法人秋田県建築士会(〇一八―八六三―一六三四八)その他
 (一) 設計製図の試験の課題は、平成二十年六月中旬から試験当

日まで、財団法人建築技術教育普及センター東北支部及び社団法人秋田県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験の試験会場に掲示する。

(二) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

公 告

平成二十年二月二十二日県営土地改良事業（大台野地区ほ場整備事業（担い手育成型））の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成二十年三月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

平成二十年二月二十五日県営土地改良事業（及水地区経営体育成基盤整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項の規定において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき公告する。

平成二十年三月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第四号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成二十年三月四日

秋田県教育委員会委員長 伊 藤 美津子

一 日時 平成二十年三月六日 午後二時

二 場所 教育委員会委員室

三 案件

- (一) 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告
- (二) 秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則の一部を改正する規則案
- (三) 市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則案
- (四) 秋田県指定文化財の指定について
- (五) その他

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 862-8766 FAX 863-0005
 E-mail: matsubara@natsubara-ansu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄